

個別契約書

Automagi 株式会社（以下、甲という）と 一般財団法人雇用開発センター（以下、乙という）は、2021年10月1日付で締結した人事制度構築支援業務についての業務委託基本契約書（以下、基本契約という）の第2条（個別契約の成立）に基づき以下の通り合意したので本個別契約を締結する。

第1条（業務委託の範囲と形態）

人事制度構築支援業務における委任の範囲と形態は以下の通りとする。

- (1) 等級制度の見直し
- (2) 人事評価制度（目標管理制度）の見直し
- (3) 給与制度の見直し
- (4) 前3項に関わる社員説明会及び評価者研修の実施
- (5) 定例会議の出席（1回2時間程度で週1-2日程度）、その他の業務遂行活動
- (6) 前記に掲げる項目の具体的な業務内容については双方合意の上決定する

第2条（業務遂行者）

本個別契約第1条で定めた業務の乙の遂行担当者は以下の通りとする

- 主担当：中道浩（甲の人事企画部長の役職を委任される）
副担当：相澤繁（甲の人事企画部長補佐職を委任される）
アシスタント：石塚伸子（事務処理を委任される）

第3条（業務遂行場所）

本個別契約第1条で定めた業務の遂行場所は、甲の事業所内又は甲が事前に認めた場所とする。

第4条（契約期間）

2021年10月1日から2022年9月30日までとする。以降についてはその時点で委託業務の追加や別途関連業務がある場合は双方協議の上、決定する。

第5条（業務委託報酬の額）

乙は甲の最善の利益を図るべく本個別契約第1条（業務委託の範囲と形態）に記載された業務を誠実に実行するが、その対価として以下の報酬（税別）としての確認を行う。

(1) 固定分

(ア)前期（契約期間の10月から3月）委託基本報酬：月額400,000円

(イ)後期（契約期間の4月から9月）委託基本報酬：月額300,000円

なお、乙に責任がないにも関わらず、甲により委託契約が一方的に終了された場合、乙は当月分の委託基本報酬の全部を請求できるものとする。

(2) 変動分

(ア)定例会議が月8回または月16時間を超えた場合：時給25,000円/2名分

(イ)不測の事態により、想定外の負荷がかかった場合：双方協議の上決定する

(ウ)専門性が高い業務等を外部機関へ再委託する場合：双方協議の上決定する

(エ)遠距離交通費あるいは宿泊費などの経費：事前に甲の許可を得て実費精算する

第6条（支払時期及び支払方法）

甲は、乙から毎月末日までに提出を受けた請求書及び業務記録に関し、各月分の報酬額を翌月末日までに乙指定の銀行口座に振り込むことで支払う。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

第7条（基本契約と本個別契約の関係）

本個別契約に記載があり基本契約に記載のないもの、及び基本契約と本個別契約が矛盾した場合は本個別契約が適用されるものとする。

本確認を証するため、本書2通を作成し甲乙各々押印のうえ、各自1通を保管する。

2021年10月1日

委託者（甲）： 東京都港区赤坂1丁目9番13号
Automagi 株式会社
代表取締役 野呂堅太郎

受託者（乙）： 東京都千代田区永田町1丁目11番28号
合人社東京永田町ビル5階
一般財団法人 雇用開発センター
代表理事 中道浩